

横浜家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成23年5月27日(金)午後1時30分～午後3時30分

第2 場所

横浜家庭裁判所大会議室(本館5階)

第3 出席者

(委員)五十音順,敬称略

浅海典子,石黒康仁,岩田泰子,近藤昭一,水地啓子,高橋隆男,
千葉雄一郎,寺島隆之,成田喜達,林義亮,松野勉,森高重久

(弁護士委員の説明補助者)

東玲子弁護士,野口容子弁護士

(事務担当者)

山崎朋亮,望月猛,太田雅夫,中橋章

(オブザーバー)

工藤眞仁(次席家裁調査官),伴野幸子(家事次席書記官)

第4 テーマ

児童虐待について

第5 議事

1 新任委員(水地啓子委員,千葉雄一郎委員,森高重久委員)の紹介

2 委員長代理の指名

水地啓子委員が委員長代理に指名された。

3 事務局からの説明事項

当庁の節電対策の概要を説明した。

4 意見交換等(以下,委員,弁護士委員説明補助者,オブザーバー,事務局。)

- (1) まず、今回のテーマについて、精神神経科医である委員が別紙1のとおり専門家の立場から児童虐待の現状等の説明を行った。
- (2) 次に弁護士である委員及び説明補助者として出席した弁護士より、今回のテーマとのかかわりについて、別紙2のとおり弁護士の立場から説明があった。
- (3) 上記(1)及び(2)の現状報告を受けて、別紙3のとおり裁判所の担当者から28条事件の事件数の動向や裁判所と児童相談所との関係等について説明があった。
- (4) 各説明後に、次のような発言が各委員からあった。

児童虐待については、社会的関心が高い問題であり、統計上も飛躍的に増加している。原因の一つとして、若年層の未熟な親が地域で孤立していることが背景にあるのではないか。この問題は、社会全体で考える問題だが、特に児童相談所の態勢を整えることや虐待する親に対してもカウンセリングを行うことが大事だと考える。

児童虐待の現状等を聞いて感じたことは、医師、弁護士、家裁調査官等のネットワークが非常に大事だということと同時にそれがいかに機能しているかが、家事・少年事件の結果を左右するのではないかということである。

現在進行中の事件で、養父から10年前に精神的虐待を受けた少年が、未だに精神的に立ち直れないでいるというものがある。このケースは、少年に、自責の念がある一方で、養父を含めて家族と仲良くしたいという気持ちもあり、複雑な心理状況であるが、家裁調査官を含め、関係機関と連携しながら対応をしている。また、児童虐待をしている親は、自分が虐待しているという意識がないケースもあるので、親子関係の在り方について、社会的に認識を広めていくという発想が必要と感じている。

問題のある行動を取る少年は、虐待を含め家庭環境などに問題があるケ

ースが多いと感じている。また，一見普通に見える家庭であっても，実際には問題を抱えていることがあり，家裁調査官の調査により明らかにされることも多いので，その存在は大きいと感じている。

本会では，県内の福祉施設や社会福祉に関係する機関や団体と連携を図りながら業務に取り組んでいる。児童養護施設関係では，発達障害があり，支援が必要な子どもであるのに，支援が届かず虐待を受け，施設に入所してくるケースが多くなってきているようである。そのような状況を受け，施設や本会において権利擁護（児童虐待）に関連する会議や研修会を実施しながら，関係職員の専門性の向上や関係機関の連携・協働に向けて取り組んでいる。

第6 次回テーマ及び次回期日について

次回テーマ及び次回期日のアンケートを各委員に送付し，後日その結果をお知らせすることとなった。

虐待を受けた子ども達への精神心理的支援

1 はじめに

児童虐待は犯罪行為であるが、暴力や性行為などの一つ一つの虐待行為そのものだけでなく、子どもの生活全体を力で不当に支配して、子どもの生きる権利を侵害し、子どもの存在そのものを否定するものである。

身体的虐待、ネグレクト、性的虐待はそれぞれ重複していることが多く、その意味で心理的虐待はいずれにも重複していると考えるのは当然のことである。生後まもなくから、本来保護を受けるはずの人間から虐待されることは、外界や子ども自身への認識を歪ませ、発達を阻害してその人格形成に重大な影響を及ぼす。子どもが、親から、お前は誰にも愛されない生きる価値のない人間、人に迷惑を掛ける嫌われ者、悪いことしかできない人間、というメッセージを受け続けることにより、自らもそのような存在と思いつきそのように生きてしまうことが虐待の最大の問題である。精神心理的支援の目標は虐待体験が語られるだけでなく、子どもが癒され自分自身をよい存在だと認識でき、親や他の人達とやりとりする力を育てることである。虐待を受けた子どもやその家族にとって心を癒し成長するために必要な精神心理的支援とは、診察室や面談室、プレイルームだけのものではなく、ケースワークにも反映させて、その後の生活をどのように無理なく心豊かに送れるかをケアすることである。

2 虐待を受けた子ども見られる状態像

身体的な傷が癒えた後、安全な場所に保護された後に、また数ヶ月、数年、十年以上を経てからでも、症状が発現するので、支援にはまずそれを理解する必要がある。

[行動面の症状]

- 1) 食行動の異常：過食、異食、食欲不振、食物を口に溜める
- 2) 排泄行動の異常：便尿失禁、排尿排便を嫌がる、遺糞、遺尿、弄便
- 3) 常同姿勢
- 4) 自傷行為
- 5) 虚言
- 6) 緘黙
- 7) 他児への暴力：噛みつく、叩く
- 8) 落ち着きがない、多動
- 9) 家出徘徊
- 10) 盗み、万引き
- 11) 集団不適応
- 12) 嫌がらせ、性的嫌がらせ
- 13) 器物破損
- 14) 生活上のだらしなさ
- 15) いじめ

- 16) 火遊び、放火
- 17) 性的逸脱行動
- 18) 自殺企図

[精神・神経面の症状]

- 1) 運動発達の遅れ
- 2) 情緒発達の遅れ
- 3) 言語発達の遅れ
- 4) 不眠
- 5) 過敏
- 6) 体が硬い
- 7) 抑うつ、無表情、活気がない
- 8) 頑固
- 9) 気分易変
- 10) 易興奮
- 11) 大人の顔色を窺がう
- 12) 注意集中困難
- 13) チック
- 14) 人との適切な距離が取れない
- 15) パニック
- 16) ファンタジー
- 17) 転換症状：心因性疼痛など
- 18) 乖離症状
- 19) 不安が強い
- 20) 確認強迫
- 21) 不定愁訴
- 22) 被害念慮
- 23) 現実から遊離した加害意識
- 24) 希死念慮

3 初期対応とその重要性

精神心理的支援は初めて会ったときから始まっている。子どもにとっても親にとっても、自分の言うことを受け止めようとする人がいるという体験である。

それはその後のケースの流れにもかかわってくる。

- ①虐待は悲惨なことであり、虐待ケースに出会った人は、衝撃を受け、驚き、怒り、恐怖、不安、などに襲われる。そして虐待とは考えたくないと思うことも少なくない。そのような気持ちは、人間として当然のことであることをあらかじめ理解し、一人で処理しようとせず、共に動ける人を呼びチームで対応する。それは虐待の親子にとっても出会った人にとっても適切で大きな応援となる。
- ②状況が許せばできるだけケースワーカーなどと二人で同席して、子ども、親、夫婦別々に話を聞く。

まずは「どのようなことがあったか話してくれますか」というような自由に答えられる聞き方がよい。虐待の起こる家庭では、そもそもD.V.が存在していることが多く、暴力で問題を解決し会話が有効でない傾向が強く、口止めされていたり、加害者（親または配偶者）への恐怖や気遣いで言えないことが多い。

- ③ 受容と同時に断固とした態度が必要である。親の話を責めずに受容的に聴き、このようになるに至った育児等の大変さをねぎらう一方で、子どもの症状や養育上の問題点は明確に説明して、見過ごすことのできない事態であり、これからはみんなで援助していくこと、そのためにも児童相談所に連絡する義務があることを話す。面接は緊張をはらむものであり、親の攻撃性が関係者に向かってくことも少なくないので2人以上で対応したい。（一人になった隙に暴言や暴力をうけることもある。）ケースによっては警察に待機を依頼する。また他機関との連携では、一方が問題を指摘し、もう一方が支えるという役割分担が有効なこともある。
- ④ 加害者の虐待したという告白や、虐待されたという子供からの開示は、「よく話してくれましたね」と「勇気ある行動」として大いに評価する。
子どもには虐待されたのはあなたが悪いのではないと話す。
また親子ともに一度話したことを、嘘だったといたり、そんなことは言っていないなどと、取り消しや否認をしたりすることもよく起こることを、頭に入れておく。
- ⑤ 性虐待の場合は何度も虐待の事実を聞かれて傷つくことを最小限にするために、チームでのインタビューが望ましいのであるが、わが国ではまだ体制が組み立てられていないので、まずは記録をしっかりとして虐待の内容をその場には関係者と共有できるようにしておく。そして早急に両親または加害者に話して、子どもへの義務を果たすよう求める。被害者を孤立させないように配慮する。

4 精神医学的疾患や障害のチェックおよび診断と治療

虐待により子ども達は、上記のような精神神経面・行動面での問題を示すが、そのほかに一般より高い率で、胎児期のアルコールや薬物の影響、発達障害や注意欠陥障害、てんかん、脳性まひ、心因反応、抑うつ状態、神経症、統合失調症、そのほかの精神神経疾患や身体疾患の存在が認められる。それらの病気や障害が虐待のきっかけになったり、虐待をエスカレートさせたと考えられるケースもある。それらの場合の病像は虐待の影響が大きく加わるために、複雑であり診断には多面的で経時的観察や検討を要する。診断や治療はその後の子どもの回復成長や親への援助に重要である。

精神神経面の症状の強い場合は初期に薬物療法で症状の軽減を図る。

5 自己回復過程へ援助

子どもに必要なことは第一に毎日安全で安心して暮らせる環境を保障することである。家庭では安全が保障されないときは病院や養護施設等を利用する。虐待された子どもは通常世話やしつけ、遊びを通して獲得する人とのコミュニケーションや生活技術が欠けているので、回復と成長には、虐待の体験を表現して整理するために、そして子どもによい体験をさせてその経験を内在化して自分をよい存在と認識できるように、個人心理治療をあわせて行うことが必要である。

〔虐待された子どもの特徴〕

- 1) 自己評価が低く、自分は悪い子なので親に虐待されたと思っている。
- 2) 人間に対して不信感や被害感を持ち、攻撃性が高い。
- 3) 愛情欲求は強いが人との適切な距離がとれず、援助を求めたり受け取ったりすることが苦手である。
- 4) 自己表現が素直にできず、感情や衝動のコントロールが下手である。
- 5) 自己破壊的な行動をとることがしばしば認められる。
- 6) 自分のあり方を探り、揺れ動き、自分を受け止めてくれる対象を強く求めている。

虐待された子どもはこのような特徴を持ち前記のさまざまな状態を示すが、特に思春期には激しい問題行動が認められ、女子は異性との関係が安定しない傾向が、男子は異性を恐れる傾向が見られる。遊戯療法、カウンセリング、行動療法、作業療法などを適宜行う。

6 家族への援助

虐待は家族の病理であるとともに社会の病理であり、個人の内的な問題と、家庭を含む社会生活上の困難が呼応したところに発生すると考えられる。家族全体と個々人に対して社会的・心理的評価（見立て）をして、タイムリーに適切な社会福祉的援助と精神的援助を行う。その際、家族や加害者の特徴を理解して対応する。

〔虐待する人の精神的特徴〕

被虐待の経験を持つ人が多いこともあり、虐待された子どもの心の特徴がそのままあてはまるが、そのほかに以下の傾向がある

- 1) 人との表面的な関係は取れるが、情緒的な深いかわりは困難である
- 2) 自己の心的世界を子どもに投影し、現実認識が一部歪み、現実適応力に障害がある。
- 3) 子どもとの立場の逆転が見られ、自分は被害者で子どもより弱者であると認識していることがある。
- 4) 悲哀の感情を受け入れることやその表出が困難である。

家族への精神的な支援としては、家庭訪問や集団心理療法、カウンセリング、薬物療法、子育て教育、他がある。基本は責めずに、出来たことを認めて低い自己評価が改まるように援助する。親が自らが傷ついた辛い経験を語り悲しみを表出し、治療者とともにそれを受け止めたときに子どもや周囲への憎しみや怒りが和らぐことが見られる。

不眠やイライラ、抑うつ感などが認められることも多く、不安障害、うつ病、人格障害、知的障害、統合失調症等の疾患を持っていることもあるので、精神科にコンサルテーションをして、必要な場合は紹介をする。

そのほか生活保護制度や保育園、ヘルパーの利用などは、自分の大変さを分かってもらえたということで実質的な援助とともに精神的な援助にもなる。

同胞については直接的な虐待を受けなかった場合でも深い心の傷を負うことが注目されてきたが、心理的虐待、時には性的虐待であり、ケアや治療を要する。

7 親子関係修復に対する援助

子どもの精神的な成長のためには、親子関係の調整は欠かせないものである。子どもは親への恐怖心、怒り、憎しみと同時に親に愛されたいという気持ちを抱いている。そして親と離れて暮らしていても親からの精神的拘束が続き、親の精神が子どもの中に宿っている状態が認められる。親も子どもも相手に現実的でない期待を持っている。お互いがよい面を出し合えるように配慮し、そして独立した一人の人間として歩めるような援助が必要である。

また親子関係の修復とは、ケースによっては親子の同居を指すものではない。

8 学校や児童福祉施設での対応

子どもは前述の症状を示し集団の中で対応に苦慮することが多い。現在のスタッフの人数では対応しきれず、増員が必要である。ほどよいしつけと指導には、大目に見るところと丁寧にかかわるところを使い分け、よいところを見つけて指摘して自信を持たせる。自分から人にベタベタとしても、逆に接近されると怖がることがあるので、距離をとることが必要である。保育士や教師への精神的サポートが重要である。

9 DVや虐待ケースへの支援に求められる司法的な側面

- ① 警察署や裁判所、検察庁、弁護士の方々が虐待やDVケースの特徴と被害者や子ども気持ちを理解すること。
- ② 子どもが安心して暮らせる環境と自由に行動できる時間と経済面の保障すること。
*親の親権乱用を防ぐ。保護の拒否 強引な引き取り 面会制限や面会の権利と義務等
教育や医療を受ける権利の保障
- ③ 親または加害者が精神的または心理的治療を受ける権利と義務を明確化する。

これらは法的な対応でなくては難しい面がある。

10 終わりに

児童虐待には予防が一番重要である。虐待の連鎖を防ぐためには虐待された子どもの精神的治療が欠かせないが、一方、虐待は社会の病理であるので、社会全体で人間を大切にする精神的な土壌を養い、子どもをかけがえのない存在として大事に育てること、幼いときからの人間教育が予防になると考える。また虐待はかかわる人達も傷つくことであるので、お互いの支えあいとともに、かかわる人への専門的なケアが必要である。

(別紙 2)

家事事件における児童虐待問題については、親権者が子どもの施設入所に同意をしないときに施設入所措置の承認を家庭裁判所に求める「児童福祉法 28 条第 1 項事件」(以下「28 条事件」という。)がメインになる。この申立ては、神奈川県内の児童相談所に配属されている嘱託弁護士らが、児童相談所長から委任を受けた代理人として基本的に全件行っている。弁護士としては、そうした児童虐待という福祉の問題を司法という場に、理論構成をし、証拠を積み立てて承認を求めるという「福祉と司法の橋渡しの役割」を担っていると自負している。28 条事件の申立てにおいては、義務教育にある子ども達が施設などで安心して学業に取り組むことができるようにしたり、落ち着いた生活ができるように、速やかな承認を家庭裁判所にお願いしている。実務の中では、申立て以前から家裁調査官に相談に乗ってもらったり、速やかな調査を行っていただき、決定がかなり早期に行われており、感謝している。審判期日では、裁判所が審理を進めて行く過程で、虐待親の言い分を直接丁寧に聞き取りながらも厳しく説諭するなどの対応してもらっている。審判後には、児童相談所は親子の再統合プログラムを作っていかなければならないが、裁判官からは、虐待を受けた子どもであっても親は大好きな存在であること、子どもの気持ちを理解しながら親子再統合に向けて虐待親としても努力してほしいことを厳しく説諭してもらっているという印象を受けている。また、間接的ではあるが、離婚や親権者変更、保全事件での子の監護者指定や子の引渡請求といった家事事件において、一方当事者の代理人としてではあるが、我々弁護士が関与することによって児童虐待の予防に努めているケースというのをもっとも増えていると感じている。最近の DV 被害者は大体は女性であるが、女性自身は DV の被害者にはなっていないものの、子どもが配偶者から虐待

されているというケースもあり，そうしたケースの一方当事者の代理人として我々が関与する場合には，児童虐待を予防する方向で，被虐待児の状況に応じて児童相談所を紹介したり，児童精神科医への受診につなぐようにしている。また，家庭裁判所に事件が係属してから，一から子どもに話を聞き取ることは，子どもにとって精神的に大変負担になるケースが多いので，児童から被害状況を聞き出す機会をできるだけ少なくするために，家裁調査官等と子どもにとってのケアの在り方を話し合いながら審理を進めるケースも多くなっていると感じている。虐待をしている親の代理人となった場合には，虐待している親の心情を逆撫でしないように調整を図りながら，あくまでも子ども達が安心・安全に暮らせるように虐待親の行動をセーブしたり，怒りを静めていく対応を取ることもある。

- ・ 直接，15歳以上の子どもの代理人になることもあるが，その場合には子どもから委任を受けて，虐待をしている親との養子縁組を解消したり，性的虐待をしている親のような場合には，子どもの代理人として警察に告訴・告発するといった活動もしている。また，親子関係調整の調停において，虐待親であっても子どもが親に会いたいと希望することもあり，その場合に，面会交流の調整を行ったり，今後の親子関係の問題を子どもの意見を尊重しながら話し合ったりするということもある。
- ・ 本日，民法の一部を改正する法案が成立したことに伴い，親権の一時停止という新しい制度ができ，児童相談所としては，児童福祉法28条の申立てをするのか，親権の一時停止の申立てをするのかといった問題，それから親権喪失制度が実際上は機能していないために親権の一時停止という制度ができたという背景も踏まえて，今後，親権の一時停止の申立てや審理がどのように運用されていくのか，弁護士としても期待している。

引き続き少年事件における児童虐待についてであるが，非行と児童虐待とが重要な関係があることは多くの調査で明らかになっている。例として，

日弁連が数年前に行った「重大事件を対象に行った非行の原因を探る研究」においては、調査対象の殺人のケースでは4件中4件、強盗致傷等のケースでは63件中27件に被虐待経験が認められたという結果がある。弁護士としては、非行を起こした少年と向き合う時に、非行事実だけを見て反省を迫るのではなく、その少年のバックグラウンドを慎重に見てかかわるようにしている。弁護士は、家庭裁判所の場面では少年の付添人として関与するが、家裁調査官と協力して保護者への働きかけを行ったり、環境調整をするというようなケースワーク活動をしている。

- ・ 少年については、弁護士を依頼する費用の問題があるが、費用がないことを理由にして付添人を付けられないということがないように、日弁連には法律援助という制度がある。裁判所の方でも利用するように積極的に少年に働きかけてもらっていると思う。横浜弁護士会は、全国で2番目に日弁連の法律援助のケースが多くなっている。
- ・ 私が経験した少年事件で虐待の問題を抱えた少年とどのように裁判所と役割分担をしながらかかわったかを紹介する。ネグレクトケースであり、両親及び少年が精神的にも知的にも負因を持つ家庭で、両親が少年に対する福祉的支援等を拒否したため、少年は、中学生まで特別支援学級ではなく普通学級で育ってきた。少年は、ある非行により家庭裁判所の審判を受けることになったが、裁判官及び家裁調査官と意見交換をする中で、「この少年の特性に合った育て方や親の監護能力の不足を補うような子育てネットワークを今からでも築いて行けばいいのではないか」という結論に達した。実際に家裁調査官がその少年の地域に、生活保護を担当する方、保健所の方、学校関係者、弁護士などが参加した子育てネットワークを築き、この少年の特性に合った支援を受けられる環境作りをし、在宅での試験観察を行ったことがあった。また、母の再婚相手である養父から性的虐待を受けている少年のケースも担当した。その少年は家出を繰り返し、売春を

するようになり，家庭裁判所において，売春防止法違反で審判を受けることになった。弁護士としては，家裁調査官と役割分担をし，実母に少年の環境を考え直してもらったり，児童相談所等の受入可能な施設を探すなどした。このようにして弁護士としては，少年事件においても裁判所と協力しながら児童虐待問題に取り組んでいる。

(別紙 3)

家裁が中心的にかかわる児童虐待関係の事件は、児童福祉法 28 条 1 項の事件で、「虐待をされている児童について、親の意に反して施設入所等の措置をするかどうかを審理する手続」である。平成 21 年の新受件数は、全国で 202 件、横浜家裁管内で 11 件となっている。児童福祉法 28 条 2 項の事件は、「既に施設に入所している児童について、2 年を超えて、引き続き施設入所を継続させるかどうかを審理する手続」であり、平成 21 年の新受件数は、全国で 92 件、横浜家裁管内で 2 件となっている。

- ・ 神奈川県児童相談所の平成 21 年の虐待相談件数は 1,642 件、横浜市児童相談所の平成 21 年の児童虐待新規把握件数は 720 件となっている。
- ・ 家庭裁判所と児童相談所とは、日ごろから事件の相談などを通じて協力をしている。また、年 1 回開催の「家事関係機関との連絡協議会」では、最近 3 年間は、県と市の児童相談所を対象として開催しており、中心的な協議事項は、児童虐待に関する家事事件の実情と手続上の留意点や連携の在り方についてであり、協議員は、実際に児童虐待を担当している職員で、実務レベルの中身のある具体的な協議を行ってきている。
- ・ 児童相談所が 28 条事件の申立てをする場合は、家裁に事前の相談をする運用としている。現在は、県及び市の児童相談所において、申立手続のノウハウが蓄積されていること、多くの事件において嘱託弁護士が代理人となっていることから、円滑に申立てが行われている。
- ・ 申立てがされると、裁判所では、裁判官、書記官及び調査官の 3 職種で、事件処理の方針について協議をする。事件処理の方針は、大きく分けて、調査官による事実の調査を先行させて、その後に裁判官が審問を行って審理を進める場合と、裁判官による審問を先行させて、その後に調査官に調査を命じる場合の 2 つである。

- ・ 28条1項事件の調査に当たっては、事案の複雑さや困難性に応じて、単独の調査官ではなく、複数の調査官を担当者として、共同で事実の調査を行うことがある。具体的には、虐待や不適切な養育に関して親が否認しており、事実の調査に困難を伴うことが予想される事案、父母が精神障害を有している事案、調査の対象とすべき者が多数あって、分担して調査をする必要がある場合などに、共同での調査を行っている。
- ・ 28条1項事件では、児童相談所において、一時保護の措置がとられている場合がほとんどで、児童は、一次的な仮の住まいで生活しているので、家裁としては、早期に安定した生活を取り戻すために、迅速な調査、審問及び最終的な審判を心掛けている。